(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

		最大日数	料金の合計額	
			軽自動車等	普通車
周遊型		2日間	4,500円	5,700円
		3日間	6,000円	7,500円
往復型	Aインターチェンジから Fインターチェンジまでの往復	3日間	6,400円	8,000円
		4日間	7,100円	8,900円
	Bインターチェンジから Fインターチェンジまでの往復	3日間	6,800円	8,600円
		4日間	7,700円	9,700円
	Cインターチェンジから Fインターチェンジまでの往復	3日間	7,600円	9,500円
		4日間	8,400円	10,500円
	Dインターチェンジから Fインターチェンジまでの往復	3日間	6,000円	7,600円
		4日間	6,800円	8,500円
	Eインターチェンジから Fインターチェンジまでの往復	3日間	4,700円	5,900円
		4日間	5,200円	6,600円

(ハ)　実施する期間

(a)　2日間周遊プラン又は3日間往復プラン

平成29年6月30日から同年8月9日まで及び平成29年8月16日から同年12月4日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成29年7月18日、同年9月19日、同年10月10日、同年11月2日、同年11月22日及び平成29年11月23日。

(b)　3日間周遊プラン又は4日間往復プラン

平成29年6月30日から同年8月9日まで及び平成29年8月16日から同年12月4日までの間。

(ニ)　適用区間

(a)　周遊エリア

磐越自動車道の猪苗代磐梯高原インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の上田菅平インターチェンジから上越ジャンクションまで、長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから親不知インターチェンジまでの区間。

(b)　往復エリア

Aインターチェンジ	関越自動車道の川越インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の狭山日高インターチェンジから川島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Bインターチェンジ	東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから三芳スマートインターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから入間インターチェンジまで及び桶川北本インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Cインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の白山インターチェンジから福井インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Dインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の小杉インターチェンジから金沢西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Eインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の黒部インターチェンジから富山西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Fインターチェンジ	磐越自動車道の新潟中央ジャンクションから新潟中央インターチェンジまで、上信越自動車道の上越高田インターチェンジから上越ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟亀田インターチェンジから上越ジャンクションまでの間の各インターチェンジ。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

リ　2017北陸ドライブプラン

(イ)　割引をする自動車

(a)　上越発着富山県周遊コース（2日間）（観光施設提携型）

(ハ)に定める期間のうち連続する最大2日間に、(ニ)(a)イに定める区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、かつ、(ニ)(b)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。以下同じ。）。

(b)　上越発着富山県周遊コース（3日間）（観光施設提携型）

(ハ)に定める期間のうち連続する最大3日間に、(ニ)(a)イに定める区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、かつ、(ニ)(b)に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

(c)　中越発着富山県周遊コース（2日間）（観光施設提携型）

(ハ)に定める期間のうち連続する最大2日間に、(ニ)(a)ロに定める区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、かつ、(ニ)(b)に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

(d)　中越発着富山県周遊コース（3日間）（観光施設提携型）

(ハ)に定める期間のうち連続する最大3日間に、(ニ)(a)ロに定める区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、かつ、(ニ)(b)に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

(e)　下越発着富山県周遊コース（2日間）（観光施設提携型）

(ハ)に定める期間のうち連続する最大2日間に、(ニ)(a)ハに定める区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、かつ、(ニ)(b)に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

(f)　下越発着富山県周遊コース（3日間）（観光施設提携型）

(ハ)に定める期間のうち連続する最大3日間に、(ニ)(a)ハに定める区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、かつ、(ニ)(b)に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。